

## 二本松市ポイ捨て等のない快適なまちづくり推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることにより、市、市民等、事業者及び土地所有者等が協力して環境の美化を推進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食料品を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で、捨てられ、又は放置されることにより、散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等をみだりに定められた場所以外の場所に捨てること又は放置することをいう。
- (3) 市民等 市内に居住する者又は通勤・通学者、旅行者その他の市内に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、事業活動を行うすべてのものをいう。
- (5) 土地所有者等 市内において、土地を所有し、占有し、又は管理するものをいう。

### (市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に係る必要な施策の推進に努めなければならない。

### (市民等の責務)

第4条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納することにより空き缶等を散乱させないようにするとともに、市の実施する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 飼い犬の所有者（所有者以外の者が飼養し、又は管理する場合は、その者を含む。第9条第2項において同じ。）は、飼い犬を散歩させるときは、飼い犬のふんを持ち帰るための回収袋等を携帯し、飼い犬が公共の場所等（公共の場所及び自己が所有し、又は管理する以外の土地又は施設をいう。第9条において同じ。）でふんをしたときは、直ちに回収し、持ち帰るとともに、市の実施する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 市民等は、屋外において喫煙しようとするときは、吸い殻入れが設置されている場所で喫煙し、又は携帯用吸い殻入れを使用するよう努めなければならない。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動によって生じる空き缶等を散乱させないよう当該事業活動を行う場所及びその周辺において清掃その他の措置を講ずるとともに、市の実施する施策

に協力するよう努めなければならない。

- 2 飲食料品、たばこ、チューインガムその他散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工又は販売を行うものは、消費者に対しポイ捨て防止の啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地における空き缶等の散乱を防止するため、清掃活動等により、地域の良好な生活環境を保全するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、土地所有者等は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(重点区域の指定)

第7条 市長は、空き缶等の散乱又は飼い犬のふんの放置を特に防止する必要があると認める区域を重点区域に指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定をするときは、これを告示しなければならない。重点区域を変更し、又は解除するときも、同様とする。

(施策の重点実施)

第8条 市長は、前条第1項の重点区域において、ポイ捨てによる空き缶等の散乱又は飼い犬のふんの放置の防止に係る必要な施策を重点的に実施するものとする。

(ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止)

第9条 何人も、公共の場所等にポイ捨てをしてはならない。

- 2 飼い犬の所有者は、飼い犬が公共の場所等で排せつしたふんを放置してはならない。

(飲食料品の容器及び宣伝物の散乱防止)

第10条 自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。)による飲食料品の販売者及び持ち帰り飲食料品の販売者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

- 2 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下この項において「宣伝物等」という。)を配布し、又は配布させたものは、当該配布場所及び周辺において宣伝物等が散乱した場合は、速やかに回収する等必要な措置を講じなければならない。

(指導及び助言)

第11条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(勧告)

第12条 市長は、第9条又は第10条の規定に違反し、美観又は生活環境を著しく害していると認められるものに対し、違反行為の是正、支障の除去その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(命令)

第13条 市長は、前条の規定による勧告を受けたものが、正当な理由なく当該勧告に従わず、美観又は生活環境を著しく害しているとき認められるときは、期限を定めて、違反行為の是正、支障の除去その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(公表)

第14条 市長は、前条の規定による命令を受けたものが、正当な理由なく命令に従わないときは、その氏名、住所（法人その他の団体にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、本条例による命令に従わない旨及びその違反の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表をされるべきものにその理由を通知し、弁明の機会を与えるものとする。

(立入調査等)

第15条 市長は、第10条第1項の規定に違反して回収容器の設置若しくは適正な管理がなされていない土地若しくは建物にその指定する職員を立ち入らせて調査させ、又は同項に規定する販売者若しくは関係者に対して、必要な報告を求めることができる。

(職員による指導等)

第16条 市長は、その指定する職員に第11条の規定による指導若しくは助言、第12条の規定による勧告若しくは第13条の規定による命令を行わせ、又はこの条例の施行に必要な限度において、関係者に対し質問させることができる。

(身分証明書の携帯等)

第17条 第15条の規定により立入調査をする職員及び前条の規定により指導若しくは助言、勧告、命令又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 第15条の規定による立入調査の権限又は前条の規定による質問の権限は、犯罪調査のために認められたものとして解してはならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。